

議 事 日 程

令和 3 年第 3 回 浜中町 議会 定例会

令和 3 年 9 月 9 日 午前 10 時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第 5 2 号	浜中町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
日程第 3	議案第 5 3 号	工事請負契約の締結について
日程第 4	議案第 5 4 号	工事請負契約の締結について
日程第 5	議案第 5 5 号	財産の取得について
日程第 6	議案第 5 6 号	令和 3 年度浜中町一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 7	議案第 5 7 号	令和 3 年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 8	議案第 5 8 号	令和 3 年度浜中診療所特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 9	議案第 5 9 号	令和 3 年度浜中町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 10	議案第 6 0 号	令和 3 年度浜中町水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 11	議案第 6 1 号	令和 2 年度浜中町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第 12	議案第 6 2 号	浜中町教育委員会委員の任命同意について
日程第 13	議案第 6 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第 14	議案第 6 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第 15	認定第 1 号	令和 2 年度浜中町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 16	認定第 2 号	令和 2 年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 17	認定第 3 号	令和 2 年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認

		定について
日程第 1 8	認定第 4 号	令和 2 年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 9	認定第 5 号	令和 2 年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 0	認定第 6 号	令和 2 年度浜中町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 1	認定第 7 号	令和 2 年度浜中町水道事業会計決算の認定について
日程第 2 2	報告第 8 号	令和 2 年度浜中町財政健全化判断比率の報告について
日程第 2 3	報告第 9 号	令和 2 年度浜中町公営企業資金不足比率の報告について
日程第 2 4	報告第 1 0 号	一般社団法人浜中町風力発電所経営状況説明書の提出について
日程第 2 5		議員の派遣について
日程第 2 6		閉会中の継続調査の申し出について (総務経済常任委員会・社会文教常任委員会・広報公聴常任委員会・議会運営委員会)

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は、前日同様であります。

◎日程第2 議案第52号 浜中町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議案第52号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第52号「浜中町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について」提案の理由をご説明申し上げます。

国の過疎対策につきましては、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が10年間の期限立法として制定されて以来、これまで約50年にわたり特別措置が講じられてまいりました。

本町においては、平成9年4月から過疎地域の指定を受け「浜中町過疎地域活性化計画」や「浜中町過疎地域自立促進市町村計画」を策定し、地域活性化と自立促進に向け、対策を講じてきたところであります。

しかし、過疎地域においては、人口減少に歯止めがかからず、農林水産業などにおける担い手不足、住民の足となる公共交通の衰退、高齢化の進展などによる集落の機能低下、地域医療の確保など、その状況は益々厳しさを増しております。

こうした状況を背景に、「過疎地域の持続的発展」という新たな理念のもと、令和3

年4月「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されました。

今回、この法律においても過疎地域の指定を受けたことから、新たに「浜中町過疎地域持続的発展市町村計画」を策定するものであります。

なお、「浜中町過疎地域持続的発展市町村計画」は同法第8条第1項の規定により、議会の議決を得て策定することとされております。

計画の概要を申し上げますと、「北海道過疎地域持続的発展支援方針」に基づき「第6期浜中町まちづくり総合計画」や「浜中町創生総合戦略」、その他計画との整合性を図りつつ、総合計画に掲げる6つの基本目標を基本方針とし、法に定められた各分野における現況と問題点、その対策や事業計画について記載をしております。この内容に基づき、個性豊かな地域づくりを目指し、地域活性化や持続的発展推進施策を展開しようとするものであります。

また、計画期間につきましては、令和3年度から令和7年度までの5カ年となっております。

なお、計画につきましては、令和3年8月26日付け地政第469号をもって、北海道知事との協議も整っております。

以上、提案の理由を御説明いたしました但、詳細につきましては、企画財政課長より説明をさせていただきますようお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） （議案第52号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第52号の質疑を行います。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） 55ページ、過疎ソフトの部分で移住定住で地域おこし協力隊事業ということで位置付けしているのですけれども、地域おこし協力隊は広い分野で観光の分野とか商業の分野とかも関係するのかなと思っているのです。それで例えば、私、運営委員をやっているのですけれども、霧多布湿原トラストが職員が必要だということで指定管理を受けているわけで、そういった事業に地域おこし協力隊を募集して、そこに充てることも可能だと私思うのですよ。そういった分野もこの過疎ソフトの中に位置付けしておくとかは考えられるでしょうか。それだけ聞いておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） 御質問にお答えをいたします。昨日の一般質問でも

地域おこし協力隊の御質問をいただきました。今、議員言われるとおりの職員としての派遣の中には、例えば湿原保全でありますとか湿原環境の研究だとかそういった形も含めまして昨日もお答えしましたけれども、そういった要望があればお聞きをしながら、町の方策と一致するものであればということでお答えしましたので、そのように対応してまいりたいと思います。

また、過疎ソフトの事業ということで、こちらに地域おこし協力隊事業という位置付けはしておりますけれども、前回の市町村計画ではなかなかこういったことが入ってこないで、今回、新たな分野でいうとそういった形で示さなければならない形になりまして、今後も議員言われるとおりの協力隊の任用という形にはなりますけれども、しっかり過疎計画にも位置付けして進めていければと考えておりますので御理解いただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） よくわかりました。本来、地域おこし協力隊という総務省の補助事業ですから、この過疎ソフトに使わないというのは、多分、原則的な話だと思うのですよ。最低3年間で1年の延長があると聞いていましたから、たまたまこの過疎ソフトの中の移住定住の関係で位置付けはしたけれども、昨日の一般質問であったように産業団体、あるいは企業だとかそういうところからも町の職員として位置付けをするけれども、派遣する形では可能だと理解していいのですね。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） 御質問にお答えいたします。そういった派遣の方法は他の市町村でも活用しております。当然、行政の中だけで任用するには限界がありますので、今後、そういった方法も十二分に検討しながら進めていけると思っております。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

9番落合議員。

○9番（落合俊雄君） 1点だけお尋ねをいたします。この計画書の3ページ、人口の見通しが出ています。令和12年以降10年ごとに出ていますが、令和42年2740人と計画書ではなっています。ただ、その下の括弧書きでありますように、人口問題研究所が推計している数値がそれをさらに下回っている。令和12年時点ではそれほどの開きはないのですが、10年20年30年経つごとに、この推計との開きがどんどん大きくなってきていることがここで見て取れます。基本的にはこの上の数字が生きること

を我々としても期待をしたいのですが、この下にならない為にこういう計画をしっかりと遂行していくものだろうと私も考えています。そうした中で、この人口減少に対して、行政としてそれぞれ今おられる町民の方々、各層、各年代に一体これからの町はどうあるべきか、まちづくりを含めてしっかりと町民の声を聞くことが必要じゃないのかと。ただ、こういう計画書を作ってこれに沿ってやっていきますと言っても、結果的に町民の理解、協力が一方で重要だろうと私も考えていますので、そういう部分でこの計画を作るだけではなくて、今住んでおられる方含めて、一体この町に望むものは何かということ、持続的にこの町が生き残るために必要な物は何かという調査を含めて検討するお考えはないのかどうかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） 御質問にお答えをいたします。今回こちらの過疎計画の方にも国立社会保障人口問題研究所の推計とともに、人口ビジョンの数字も載せております。令和2年度からスタートした総合計画もそうですけれども、やはり常に人口減少、社会減それから自然減合わさって非常に厳しい予測がされるところではございますけれども、やはり何か一つの施策を進める時にはしっかりと町民の皆さんの声を吸い上げることは非常に重要なことだと思いますし、これからの人口減対策をどうしていくかについても総合計画ですと10年計画ですから過疎計画は5カ年、総合戦略は5カ年です。事ある機会にそういったことも発信しながら調査といいますか、発信して意見をいただきながら進めていければと考えておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第52号の討論を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第53号 工事請負契約の締結について

○議長（波岡玄智君） 日程第3 議案第53号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第53号「工事請負契約の締結について」提案の理由をご説明いたします。

本案につきましては、電波法規則の改正に対応するための防災無線親局、中継局及び屋外拡声子局の改修と新規に昆布漁場向けの屋外拡声子局1基を整備しようとするもので、第1回浜中町議会定例会で予算議決をいただいております。

この工事にあたり、8月26日、町内業者を含むJV2社、町外業者3社、計5社による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、サンエス・浜中無線経常建設共同企業体が8250万円で落札いたしました。

なお、工期は令和4年3月15日までとしております。

ここに「議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第53号の質疑を行います。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） 今回のこの競争入札による契約なんですけれども、契約の目的が防災行政無線整備工事となっているものですから、私は予算内で収まっていないのではないかなと思ってチェックさせていただきました。当初予算の207ページの工事請負費、防災行政無線改修工事で7620万8000円で議決しているんですよ。今町長からの提案理由でわかったんですが、これに加えて防災行政無線の屋外拡声器、藻散布

周辺に付くものが824万5000円、30ワットのスピーカー3基をソーラーパネルでやるという部分です。これは二本の工事を一本にしたことによって、予算の範囲内ということでOKなんです。入札の仕方としてたまたま一本でまとめているのですけれども、よく分析しないとわからない。契約的には正しいやり方はしているのですが、見ただ目でわかるように防災行政無線工事、例えば括弧書きで二本分ですという形で今後説明が必要ではないかなと思いますので、今後どうするのかお答えいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。議員おっしゃいますとおり当初予算で二つの事業で予算計上させていただいて議決をいただきました。今回の工事におきましてその二つの事業を一本にして行ったということであり。一本にした理由は、例えば、事業費を節約するだとか、工期の関係だとか、色々あるのですけれども、やはり予算上わかりづらいという御指摘がございましたので、予算計上している事業をわかりやすいように表示するなり考えながら事業の発注をしていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第53号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は原案の通り決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第54号 工事請負契約の締結について

○議長（波岡玄智君） 日程第4 議案第54号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第54号「工事請負契約の締結について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、下水道処理施設である霧多布クリーンセンター内の機械のうち、2基の曝気装置及び遠心脱水機の老朽部品の取替工事について、社会資本整備総合交付金を活用して実施するもので、令和3年第1回浜中町議会定例会において、予算の議決をいただいております。この工事にあたり、去る8月2日、町外業者5社による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、株式会社 日立プラントサービス北海道営業所が7064万2000円で落札いたしました。

なお、工期は令和4年3月10日までとしております。

ここに、「議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第54号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第54号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第55号 財産の取得について

○町長（松本博君） 日程第5 議案第55号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第55号「財産の取得について」提案の理由をご説明いたします。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、災害時の救護所等として使用するエアータント2張を購入しようとするもので、第2回浜中町議会定例会で予算議決をいただいております。この購入にあたり、8月26日、町外業者3社による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、株式会社ムラカミが836万円で落札いたしました。

なお、備品の納入期限につきましては、令和4年2月28日までとしております。

ここに「議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第55号の質疑を行います。

5番加藤議員。

○5番（加藤弘二君） エアータントについて今町長から説明がありました。聞くところによると、コロナウイルスなど感染症に対する看護救護所だと説明を受けたように思うのですが、間違っていたら御指摘願いたいと思います。なかなか聞きづらい面もあったのですか。このエアータントについて聞きたいことがいくつかあるのですけれども、固定式で常時固定して建てておいているものなのか。それから何か事があったらその場所に移動して開設するものなのか。移動式なのか固定式なのか。それからテントそのものについては、普段は畳んでしまっておいて、必要になったときには一瞬のうちにテントになるという、あるいは10分位時間をかけてテントができるものなのか。収納とそ

れから移動式と、それから組立てにどのくらい時間かかるのかをまずお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） エアーテントの関係でお答えいたします。まずこのテントが固定式か移動式かという御質問でございますけれども、このテントにつきましては移動式ということで、普段は折畳んで保管しておくものでございます。それで災害時だとか、事故があった場合に主に救護所という形で使用を想定しているものでございます。普段は畳んでおりますので建てる作業がございます。それでこのテントにつきましてはエアーで膨らまして建てる形になりますので、送風機とエアーを送り込む装置がございますけれども、これを使用しますと2人の人員で1分でテントを建てることのできるものでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 大体わかりました。組立ても2人で1分という、それは大変な機能のテントだと思いました。このテントに必要な資材といいますか、夜だとか、雨風の激しいときとか冬とか、そういう点では附属品も考えられていると思います。ランプだとか暖房だとか、その他、机だとか椅子だとか色々なものが附属品として考えられていると思うのですが、それらも含めてこのような値段になっておりますか。もしくはその値段に含まれている資材について報告願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。エアーテントの購入に関しまして、仕様書がございまして附属品がございます。エアーテントの本体がございます。それと膨らませるための電動エアーポンプ、それとテントの内側に張る内幕もございます。それと防虫ネット、外からの虫等を防ぐネットもございます。あとエアーマット、床に敷くマットがございます。それと冷暖房装置で室内をある程度の室温に保つためのエアコンがございます。それとLED式の照明器具がございます。それと冷暖房あるいはLED照明のための発電機、電気を起こすための発電機がございます。それと梱包する袋があります。それが附属品でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） さらに附属品などもあってよく内容がわかってきました。エアーテントの管理ですが、どこで管理してそれで、1カ所に2つ張るのか場合によっては

2カ所で張るのかそういうことも教えていただきたいのと、それと蚊帳とか防虫ネットとか内幕とかの説明がありましたけれども、内幕は冬の寒い時期に内幕をして二重に外からの寒気を防ぐと思うのですが、温かい夏でも厳寒の冬でも使用できるものだと理解しました。その他に緊急用の水だとか簡単なビスケットとか食料だとか、携帯用の食料品の保管といたしますか、そういうものについてはどうなっていますか。以上です。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。まずこのテントの保管場所でございますけれども、現在考えているところは霧多布の防災倉庫です。こちらに一基。それと茶内支所に一基で考えています。霧多布と茶内に一つずつと考えてございます。管理の関係につきましては、やはり救護所がメインとして考えられますので、これについては浜中消防署とも連携を取りながら管理を行っていきたいと考えてございます。他の備蓄品の関係でございますけれども、このエアータントとは別に備蓄に関しましては、例えば霧多布であればコンテナを設置してそちらの方に食料だとか水だとかを備蓄してございます。茶内についても茶内のコミュニティセンターのコンテナ、あるいは茶内のトレーニングセンターのコンテナにも備蓄を行っているというところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

9番落合議員。

○9番（落合俊雄君） 単純な質問でございます。エアータントのサイズはどのようなものなのか。要するに収容できる人数はどの程度なのか。その辺の簡単な大きさの説明がなかったので100人入れるテントなのか、5、6人しか入れないテントなのかその辺説明をいただきたいと思います。

それと、これ3社による指名競争入札ということでありますが同じようなものを想定して入札をされたのかどうか。私が聞き及んだところによりますと、落札した業者さんは道内において優先的地位を保っているような話もありまして、ここに勝てる業者はないという噂までありましたので同じ形状のものなのか、それともそれぞれ業者が違うようなものを提示して入札に参加されたのか、その辺をお聞きしておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。まずエアータントのサイズにつきましては幅が5m、長さが6m、高さが最大で2.7mという形で形的にはかまぼこサイ

ズというか、そういうサイズのテントでございます。30㎡の広さがあり、収容人員については特段定めはございませんけれども、その範囲で収容を行うということでございます。

入札の関係でございますけれども、今回エアーテントを購入する際に、エアーテントを作っている会社が2社ほどございます。それで2社の製品をカタログ等を見て、あるいは他の町村で導入している実績がありますので、そういうところを検討した結果、太陽工業株式会社のエアーテントがやはり良いのではないかとということで、私どものほうで決めさせていただき、このテントを扱える業者で、今回3社を指名したという結果になっています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第55号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第56号 令和3年度浜中町一般会計補正予算（第3号）

○議長（波岡玄智君） 日程第6 議案第56号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第56号「令和3年度浜中町一般会計補正予算（第3号）」

につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は歳出で、前年度繰越金の確定に伴う財政調整基金積立金の増額や北海道の地域づくり総合交付金を活用して実施する漁業資材等の整備事業補助の増額、施設等の修繕料の追加などのほか、今後必要とされる経費について補正をお願いしようとするもので、補正額は9785万8000円となります。

一方、歳入につきましては、各事業の特定財源として国・道支出金などを充てたほか、不足する財源については地方交付税4781万2000円、繰越金8648万3000円を充てさせていただいております。この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、79億5962万6000円となります。

次に「第2表地方債補正」につきましては、臨時財政対策債の発行可能額確定に伴うものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては企画財政課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） （議案第56号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第56号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

9番落合議員。

○9番（落合俊雄君） 31ページの常設保育所運営に要する経費にの中で報酬の853万5000円の補正、職員手当等含めると970万円ぐらいの補正ですが、説明だと職員の増と勤務体制の調整というようなお話だったように思いますが、具体的にもう少しどういふことでこれだけ必要になったのか説明をいただければと思います。

それと有害駆除被害対策に要する経費35ページの36万円、狩猟免許取得助成金1名分ではありますが、これは当然いわゆる最終的に猟銃を持って有害駆除に当たることが前提だろうと思うのですが、こういうものを使って所得された方はどういった方々なのか。猟銃を取得するに当たっても色々な規制があつて、確か私が知る範囲では古い話ですから当初猟銃はいわゆるライフル銃とかではなくて、その前段として例えば散弾であるとか銃の規制もあつたような気がするのですが、その辺は変わったのか。今回取得をされる方が例えばいきなりライフル銃を持てるのかその辺を含めて御説明をいただきたいなと思います。

現在、町内で有害駆除にあらたれる銃の保有者は1年ごとに高齢化が進んでいると思

うのですが、今こういった狩猟免許を持っている方の構成になっているのか。わかればお知らせをいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） 会計年度任用職員の報酬及び期末手当の不足分について少し詳しくということでお答えいたします。会計年度任用職員のことですけれども、今現在、町内の保育所で20人が職員、そして30人が会計年度任用職員として50人が保育士及び保育助手として勤務しています。会計年度職員でも保育士資格のある者については、保育士と同様に同じような仕事をいただいています。資格のない者については保育助手ということで働いていただいているところです。昨年度、職員の保育士が3人退職しております。その分は新たに会計年度任用職員で補充をして雇用しております。その分が増になっている他、0歳児入所に伴う雇用の増だったり、他にも産休に入ってしまった職員もおりますので、これから新規採用する分を見越してのものが主になっております。他にも実績ベースで配置替え等ありまして、勤務時間の変更によるものとなっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） それでは35ページ、有害鳥獣に要する経費の36万円、狩猟免許取得助成に関する御質問にお答えいたします。二点ほど質問があったかと思えます。まず一つ目の取得した方、取得した場合こういった事を処理するのか、それからライフル銃につきまして御質問がありましたのでお答えいたします。まず一般の方につきましては、狩猟免許の講習を受けて、それからの銃の所持許可それぞれ所定の手続を踏みまして、基本的には散弾銃を所持いたします。いきなりライフル銃を使うということは一般的には認められておりません。基本的には10年間、散弾銃で経験を踏んだ上で、ライフル銃の所持というような流れになります。ただ特例といたしまして、農業被害防止のため従事されている職業の方につきましては、特例としてライフル銃をすぐ所持することができるという規定もございますので、浜中町の場合は酪農家の方で猟友会に入っている方もいらっしゃるのです、そういった方はライフルは早期に取っていただいて、今も従事しているという状況でございます。

それから2点目の今現在の猟友会の人数、それから年齢的な構成を御説明申し上げます。今現在、浜中町猟友会は厚岸支部の浜中分会という分会に所属しており、全体で27名、このうち男性が24名女性が3名です。それから年齢構成につきましては、上は

70代、下は20代までで構成されておりまして、平均年齢で申し上げますと53歳になります。特に議員おっしゃられた高齢化になっている部分で申し上げますと70代が5名、60代が7名、50代が5名ということで、50代から70代が全体の半数以上占めていますが、最近若い方がこの狩猟免許の取得をされているので平均年齢が下がっております。浜中町としては、年々この平均年齢は下がっている傾向にあります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 1点目の常設保育所に関してであります。今の説明ですと会計年度任用職員が30名ということで、中には資格を持っている方もおられるし、そうでない方もいるというお話だったと思います。保育士さんもいわゆる新規採用を続けなければこれも一定程度年齢構成が上がっていくことにもなるかと思えます。基本的な考え方として資格を有されている会計年度任用職員の方々を例えば正規な採用に移行するだとかそういう考え方はお持ちでないのか。ずっとその会計年度の職員、要するに単年度契約ですと雇用し続けるのか、その辺の考え方ですよね。要は色々な環境があると思いますが、会計年度任用職員の給与水準は決して高いわけではないのですよね。そうすると将来にわたって1年契約を更新し続けることに不満を持たれてお辞めになる方が出てくるのではないかと。より良い職場を目指して移るという可能性だってないわけではないと思うのですよね。だから、一定程度の資格を持って経験を踏んだ方について中途採用なり正職員という身分に取り入れるとか、そういうようなことをしていくことも場合によっては保育士とは特殊な業務でありますので平均化を図るということを考えていくとそういうことも時として必要ではないのかなと。どうしても会計年度任用職員という立場でいきますと、いわゆる1人で生活できるということがなかなか難しい。要は親との同居でやるとか、色々な状況でないとはやはり続けられることはできない環境が中にはあるのではないかと思うので、有資格者に対する将来の登用についても少し考えるべきではないかと私は考えますので、そういうお考えがあればお聞かせをいただきたい。なければないで結構です。

それから、2点目の狩猟免許の関係であります。今回こういう狩猟免許取得をしようとする方というのは、先ほど課長から説明があったように一般的には散弾銃を10年経験しなければならないという話でございます。特殊な事情として、最初からライフルの所持ができるということもありますので今回この該当者の方はそのどちらなのか。そ

の辺をお聞きしておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（齊藤清隆君） まず1点目の常設保育所の雇用の関係でございます。今の会計年度任用職員についても一定程度、正職員にという話もございましたが、会計年度任用職員の方でありますと、今雇用している形態が本人の実情に合わせて決めていただいている有資格者もおりますので、その辺の実情も踏まえまして、本人からの意向も聞きまして、随時、正職員にという話は伺っておりますし、今までも面接等もしておりますので、今後につきましても引き続きそのような方向で考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） それでは再質問にお答えいたします。この度、狩猟免許を取得される方がどういった方がという御質問でございますが、町内在住の方でございます。職業は漁業を営んでいる方でございます。実はお父さんが既に狩猟免許取得されておりまして、猟友会に所属しておりお父さんと一緒に狩猟免許の技術を学びたいということです。年齢は31歳です。今後、こういった方々に浜中町の有害駆除に積極的に参加していただきたいという町の強い思いもありますので、是非そういった元で技術を磨いていただいている有害駆除にご協力していただきたいという思いでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

3番秋森議員。

○3番（秋森新二君） 1点だけお伺いしたいと思います。35ページの水産行政に要する経費で611万円のウニ養殖業協業化設備導入事業補助200万円の事業内容と事業規模を教えてください。

それから、漁業振興設備等整備事業補助400万円、これは両組合に200万円の補助ということになります。内容は無線遠隔制御装置導入支援となっており、地域づくり総合交付金を活用されておりますが、この遠隔制御装置の交換になるのだと思います。これは行政無線の改修工事で今予算化されましたが、この新スプリアス規格対応のためということで制御装置も変えなければならなくなったのかなと思っておりますが、事業費はいくらで200万円の補助なのかまずこれを教えていただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 35ページ、水産行政に要する経費、負担金、補助及び交付金、ウニ養殖業協業化設備導入補助の200万円について御説明申し上げます。内容は事業主体が浜中漁業協同組合でウニ養殖業協業化設備導入として養殖カゴ一つ5万円を80個購入することについて補助するもので、総事業費は440万円、補助対象400万円の2分の1以内で200万円を補助するものです。こちらの納期は令和4年2月末を予定しております。

続きまして35ページの漁業振興設備等整備事業補助400万円について御説明申し上げます。内容につきましては、先ほど議員おっしゃいましたとおり防災行政無線設備の更新に伴う両漁協が現在使用している遠隔制御装置の更新が必要なことから補助するものです。事業内容につきましては、遠隔制御装置一台280万円、回線設備装置40万円、労務費220万円、諸経費360万円、消費税41万8000円、計459万8000円、総事業費の補助対象400万円の2分の1以内ということで200万円を両漁協に補助するものです。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） ウニ養殖業協業化設備導入事業補助の5万円のカゴ80個の内容はどのような内容でこの5万円が使われているのか。

それから制御装置であります但是这は何年くらい使用されてきたものなのか。当然、耐用年数はあると思いますが、この制御装置は耐用年数はあまり関係ないのかその辺を伺っておきたいと思います。

それから回線利用料、当然各組合が支払っているものだと思っておりますが、それはどのくらいになるのか、その辺も含めてお伺いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 5万円の内容について御説明申し上げます。この5万円については養殖カゴ一つの値段ということで、こちらを80個となっております。

次に無線の耐用年数になりますが、こちらについては今回耐用年数と機器が使用できなくなるということの更新となっております、こちらについては壊れるまで使っただけだと思っております。

回線使用料につきましては、こちらは子機となっておりますので、あくまで本体がありましての子機ということになっておりますので、そちらについてはないものと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 補助対象であります地域総合交付金、これは道からの交付金でありまして当然残りは漁協の自己負担ということになっておりますが、両漁協の自己負担の軽減は町として考えていなかったのかどうかその辺を確認しておきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 御質問にお答えいたします。200万円の漁協の負担分についての上乗せ補助という質問と思いますが、その件につきましては現在までこの総合交付金の補助につきましては道からの補助のみということで近年やらせていただいておりますので、それに基づき今回こういう予算の決定をさせていただきました。御理解願いたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

5番加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 1点だけお願いします。29ページのその他一般行政に要する経費、費用弁償の16万3000円について、資料を見ますと宮川博元記念ギャラリー完成式典とあるんですけれども、画家の記念ということでギャラリーを開いたと聞いていますけれども、その状況と完成してからその後の入場者数などがわかれば教えていただきたい。それに関して引き続き質問したいと思っています。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤邊昭彦君） 関連しての質問かと思えますけれども、文化センターに宮川博元ギャラリーが完成しました。その後、残念ながら緊急事態宣言もあってなかなか町民の方も出歩かないということで、ギャラリーを見にこられる人は今はごくわずかとなっています。この緊急事態宣言が明けるとルパンも併用してお客さんも来るかなと思えますので、その来客を見込んで今期待しているところです。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 記念ギャラリーですが、しばらくずっと永久かもしれませんけれども、展示会場として10数点の作品が展示されておまして、私も興味があって見てきております。今からもう30年も前のことになるんですけれども、浜中町に画家がおまして週1回だったか月1回だったか絵画教室がありまして、うちの学校の霧多布中学校の子や他の学校からも生徒が見えてお母さんやお年寄りの方も絵画教室にやっ

てきました。長く続くのかなと思っていましたら、その先生がこの町から出て行って亡くなってしまったのですけれども、そのうちの何人かは美術系の大学にも進んだと聞いております。そういう点で私は浜中町の子供たちは、ずっと水彩画ですけれども、油絵を習う機会がないのです。そういう点で以前にあったように絵描きの先生が近くにおられたら月1回でも、できれば週1回でお願いしたいなと思うのですけれども、そういう絵画教室、油絵の教室を開設していただければ生徒のみならず住民も参加して絵の町に変わる可能性もかなりあると思うのですが、その辺の計画についてはどう考えておりますか。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤邊昭彦君） 今加藤議員、おっしゃったとおり30年ではないんですけれども、十数年前に小椋先生が浜中町におりまして、サークルもありまして、絵画教室をやっていたことはあります。その方も亡くなって、その会もなくなったというのが今に至っています。今ギャラリーができました。そして、油絵を子供たちも大人も皆で見られる状況となっておりますので、これから先生で油絵を志した人がいればとか、あとは町内でそういう方がいれば、是非私も教室を開いてその絵を見ていただいて一緒にやっていきたいなという希望はあります。でもなかなか今実際には町内にはそういったことを教えられる方がいないということで、聞くところに先生も釧路に通っているということもお伺いしましたので、もし釧路から来ていただいて教えてくれる先生もおりましたら、それはこちらで予算をとって今後計画していきたいと思っておりますので御理解願います。

○議長（波岡玄智君） 1番川村議員。

○1番（川村義春君） 5点ほど質問させていただきます。33ページの常設保育所運営に要する経費の需用費の修繕料108万4000円についてであります。説明では自動水栓化ということでありまして、この108万4000円の財源については地方創生国庫補助金で地方創生臨時交付金を47万円充てると。随分半端な数字かなと思っておりますが、その前にこれは手をかざすと水が出るように改修するというようなことだと思っておりますが、小学校、中学校、高校のは既に終わっていますよね。保育所でも実施されていまして、茶内保育所だけ今回改修することになった理由は何なのか。新築が平成30年ですから3年くらいしかまだ経過していない中で、改修するということでこれはコロナ対策含めてあるのでしょうかけれども、どうして小中高と一緒にできなかった

のか。やればもっとこの臨時交付金を有効に活用できたのではないですか。その辺の経過を含めて説明をいただきたいと思います。

それから35ページの水産業費の総務費、漁業後継者対策に要する経費ですけれども、これについては5万円の9カ月×2人で90万円の追加が出されております。財源については、ふるさと納税基金から繰り入れをしているということでありまして、9月1日現在の基金は4億2230万円くらいありますので90万円使用しますと42万1000円くらいになるということですが、これはどちらの組合なのか、浜中漁協分なのか散布漁協の対象者なのか、それぞれ1名ずつなのか、その辺の内訳と当初予算で945万円ついていて、今回補正を組みますと1005万円になりますが、当初予算も財源的にはふるさと納税基金からの繰り入れだったのでしょうか。その辺をお知らせいただきたいと思います。

次にその他港湾に要する経費35ページ、12節委託料で式典運営支援委託料275万5000円ですけれども、説明は事前に受けて必要不可欠な予算のかという疑問を抱きながらこれは全国民に知らせるという説明がありましたけれども、霧多布港湾海岸防潮堤の完成式典に係る運営支援委託料ということで、その式典を司る専門業者がいると。その業者に対する委託料275万5000円ですよね。質問するかどうか迷ったのですが、これは全国民に周知するっていう話ですから町民に周知しても構わない話なので、どうしてこういうことを委託をしてやらなければならないのか。式典そのものをやめろということではなくて、委託料を払ってまでやらなければならない理由を改めて聞かせいただきたいと思います。

それと、その下の商工振興に要する経費、町地域活性化推進奨励補助の239万8000円、養殖ウニ加工製造事業1件、それから販売促進開発事業、商品パッケージ1件と聞いていますが、具体的な内容、一つの事業所に対して補助するものかどうか。別々な事業所に対して補助するものなのか。内容についてお知らせいただきたいと思います。

最後です。39ページ、給食センターに要する経費、修繕料であります。当初予算で32万9000円、6月補正で51万2000円を追加いたしまして84万2000円の今の予算、これに排水処理施設原水ポンプ交換ほかで84万3000円で168万5000円の予算になるわけですが、6月補正でも集中管理操作盤部品交換で51万2000円ほど追加しております。これと今回も町長の説明でも同じ集中管理操作盤の修

理ということが出ていますが、この内容について同じものが壊れたのか、また違うものが壊れたのか、その辺の経緯を説明していただければと思いますのでよろしく願います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） 33ページ、常設保育所に要する経費、需用費の修繕料についてお答えいたします。茶内保育所の部分なんですけれども、なぜ残ったのかということですが、こちらは新型コロナウイルス対応で茶内以外の保育所を昨年議員おっしゃいましたとおりやっております。そして茶内ですが、先ほど議員おっしゃいましたとおりまだ新しい施設でもあると。手洗い場も抗菌タイプで消毒もしやすく衛生的ということで見送っております。ただ、今年度に入りましてノロウイルスだったり他の感染症も出たことから必要を感じて、この度設置するものでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 35ページの後継者就業交付金について御説明申し上げます。こちらにつきましては、浜中漁協1名、散布漁協1名ということになっております。今回、女性の方が浜中漁協の方で1名初めての方がなっております。財源につきましては企画財政課長の方からこの後説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、37ページの式典運営支援委託料のことについて御説明申し上げます。こちらにつきましては全員協議会の中で一度説明させていただいたことなのですが、当初この交付金をいただいた時も、まだ工事中であってこちらは国民にお知らせするというので、いつやるんだと、そちらにつきましても交付金をもらっている最中から開発からの要望ということで承っております。そしてこのことにつきましては、事業の効果を国民にお知らせするというのも含まれており、また、この交付金の内容につきましても、町のホームページで公表するというので1年に1回必ず開発のほうも確認されているということで今回式典を開催すると。それで委託をすることに関しましては、当初、全部自前で総務課と相談しながらやろうと思っておりました。ただ、今回の場合は国会議員の先生をご招待するというのと、あとはコロナ対策を万全にすることも含めまして、今回委託という形で町としては初めての事ですが、そちらはお願いさせていただいて今回式典を開催したいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長

○企画財政課長（佐々木武志君） 35ページ、漁業後継者対策に要する経費の後継者

就業交付金の財源に関する御質問にお答えをいたします。当初予算につきましては、885万円で措置したのですけれども、こちらについてはすべてふるさと納税基金を充当させていただいたという形になっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） 37ページ、町地域経済活性化促進奨励補助についてお答え申し上げます。これにつきましては補助対象者は2社となっております。まず、1件目ですが浜中漁協の個人の組合員の方です。新たに養殖ウニを中心に加工業も取り組んでいくということで、この度の加工場の施設関係、冷蔵庫、シンクなど74万5680円、塩水用のパック2種類で1500個16万7200円。3種類の折で2480個で34万1250円。合わせて125万4130円の2分の1以内で62万7000円となっております。もう1社につきましては、浜中漁協さんが特産品の新商品のパッケージを作るということで要望がございました。これにつきましては新しいパッケージ8種類で1313万2500個作る予定でございます。金額で合計で300万9100円。それと、これに関係するパンフレット1万部を作る予定で43万8000円。販促用のポスターで100部で9万5000円となっております。合計で354万2100円の2分の1以内で177万1000円となっております。合わせて239万8000円となっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 給食センター所長。

○給食センター所長（春日良太君） 給食センター費の補正予算の内容について、今回の補正と6月補正の関連性含めて説明をさせていただきます。今回の修繕料の内訳についてでございますが、初めに排水処理設備における浄化槽に汚水を送るための2台の原水ポンプのうち1台は6月の議会で補正をして交換しましたが、今回はもう1台の方が経年劣化3年の耐用年数で切れるものですから、故障したため交換するもので金額は前回同様13万2000円となります。

次に給食センター事務所内に設置しております。集中監視操作盤の操作パネルの交換になります。前回の議会ではこの操作盤の無停電時のバッテリーの交換が前回の議会で補正を受けたものです。今回、この集中監視操作盤というのは給食室センター施設の給排水設備、それから空調設備、それから暖房設備などを操作するもので、この操作盤本体の表面に特別な収納ケースを設定して、そこにタブレットを収納してタッチパネルで操作するというものです。今回はこのタブレットが操作盤本体から充電コードを差した

ままの状態です。運用開始からずっと使用していましたが、その結果、バッテリーが膨張してタブレット自体がものすごく膨らんできて、パネル表面も湾曲した状態になりましてタッチパネルがうまく作動しない状況となっていることから今回交換するもので、このタブレット及びこの操作に必要なソフトのインストール代などを含めて52万8000円となっております。なお、今後、同じ運用をするとまたバッテリーが膨らむ可能性が十分に考えられますから、今後はタブレットは収納ケースをやめて通常の机上でタブレットを使うように変えて、Wi-Fiでデータを飛ばし、そして必要に応じて充電をしていくよう仕様の変更を考えております。

最後に給食配送車のトラック1台、これが平成11年車になりますが、この配送車のマフラー及びエキゾーストパイプが経年劣化のため交換するもので18万2548円の追加補正となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 33ページの修繕料ですけれども、施設が新しいことから見送っていたと。感染症が流行してきたのでそれを防止するための必要性ってということですね。それは小中高やったときも同じなんですよ。状況的には。そういうコロナ対策のために手をかざせば水が出るような改修をしたということですから。どうも理解に苦しむというか施設自体が新しいからやらなかったって。今で3年ですからね。去年ですよ。小中高やったのは。言ってみれば2年しか経ってないということから見送ったということですね。それで徹底して手洗いとうがいをきちっとやれば大丈夫だと、そういう指導の仕方、そういうものの考え方ができなかったのかどうかだけ聞いておきます。

それから就業交付金については理解をいたしました。浜中漁協で女性が1人対象になったということですので、そういう道も開いているということで大いにPRしたらよろしいのかなと。例えば後継者対策は男だけじゃないですよ。お嬢さんが入ってきたら対象にするとかで広げていったらいいなと思っております。理解しました。

それから式典についても理解をいたしました。

給食センター、これは結構色々な説明を受けました。タブレットの関係だとか、空調設備、暖房設備、操作盤の関係。この辺結構難しいやりとりをしてこれを切り離して熱を持たないようにする工夫だとかがされているようです。致し方ないものかなと。下水ポンプ2台あったものがそれが6月補正したけれども、もう1台が壊れたと。これは仕方ない話なのでこれ一応理解をいたしました。以上です。1点だけお願いします。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） 33ページの常設保育所に要する経費、需用費の修繕料、先ほどの自動水洗のことについてお答えします。先ほど実は申し上げたのですけれども、新しい施設ということだけではなく、蛇口自体が抗菌タイプということで消毒もしやすい作りになっておりまして、それで本来は防げると、コロナ対策できるのかなと思っておりました。ただ今年度に入りまして、ノロウイルス、アデノウイルス、RSウイルスなどが各保育所で今流行しております。そういうこともありまして、新型コロナウイルス感染症のみならず、いろいろな感染症に対応するべきだということで必要性を感じ、今回のことになっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

8番三上議員。

○8番（三上浅雄君） 2点ほど簡単な質問です。35ページ、産業振興資金これは金額小さいけど11万円、ウニのシールの内容を私は聞いていませんでしたので。それと水産振興に要する経費170万円、確認ですけれども、170万円の倍の工事で170万円の補助ということですか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 35ページの補助金、産業振興補助11万円について御説明申し上げます。浜中水産物振興協議会の地理的表示保護制度登録に係る浜中養殖ウニの周知用シールになります。こちらは令和3年度不足分の2万枚を作成するための11万円の補助となっております。

続きまして、35ページ補助金、産業振興補助170万円について御説明申し上げます。こちらにつきましては浜中漁業協同組合の加工場の改修に対しまして、事業費が680万円となっております、その25%補助ということの170万円を補助するものとなっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 三上議員。

○8番（三上浅雄君） 養殖ウニのシールはカゴに貼るのですか。わかりました。補助金は50%と思ったら25%だったのですね。それもふるさと納税の商品開発をやれやれやれやれって言われるわけです。伸ばさなきゃって水産物。かかるんですよ。それで補助は25%なのですよ。やれやれと押しかけてきてもう少し何か違う資金を充てるとか何とかそれこそふるさと納税の基金から25%の補助、あと今の組合経営状況は決し

て良くありませんのでここはやっぱり行政に頼って補助を欲しいとこなのですよ。それはお願いにしかすぎませんけれども。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

4番小松議員。

○4番（小松克也君） 39ページの給食センターの浄化槽のことですけれども、ポンプがフル稼働で故障ということですが、これはもしかすると浄化槽がオーバーフローして常にポンプが回っていてどんどんどんん負荷がかかっている形ではないかと思えます。これは根本的にいつもフロートでいっぱいになるとポンプが回るようになっていて、それがずっと回りっぱなしということでポンプがいかれると思えます。それで根本的に最大数量と容積がもしかするとちょっと小さかったのではないかなと思えます。もうちょっと改良しないとこの状態がずっと続いて二つ目のポンプもすぐいかれると。この繰り返しなんじゃないかなと思えます。だからもうちょっと槽をどこかに増やして、槽を大きくしてやらないと難しいのではないかなと思えますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 給食センター所長。

○給食センター所長（春日良太君） 給食センターの浄化槽のポンプの関係でございますが、大変申し訳ございませんが、浄化槽の最大容量等は今ちょっと手元に資料がないのでお答えはできませんが、現在使っている原水ポンプですが、決して24時間体制でフル稼働しているわけではございません。当然、調理中と洗浄中のみ、先ほど議員が言われとおろフロートが上がってくれば、ナンバー1の排水がポンプで汲み上げると。それでも足りない場合はナンバー2が動く。その次の日にはナンバー2が最初に動いてオーバーしてくるとナンバー1が動く、これの繰り返しでやっております。ポンプ自体の耐用年数が3年程度で、もっと対応年数が長いポンプもあるのですが、これはかなり大きめのポンプで実際に設置するとなると一旦この排水槽の水を全部取り除いて、下にきちっと土台を打って設置をしてそれから運用スタートすると。途中で万が一それが故障してしまうと一旦施設を止めてすべて排水槽の水を空にして中に人が潜って直す格好になりますから、ここはあえて耐用年数3年ほどでFRPの軽くてすぐ人が持てるポンプを2台設置することで、耐用年数は3年と短いですが、長期的な運用を考えると給食センター止める必要もないのでこのポンプを採用しているということでございますので御理解をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

11番中山議員。

○11番（中山眞一君） 37ページの商工振興に要する経費、町地域経済活性化促進奨励補助、この中身につきましては1番議員さんが聞きましたのでよくわかりましたが、昨年も同様にして9月補正で200万円ありました。これは2分の1補助ですが、新年度になりましてから、対象業者さんからこういう事をやりたいのだけれども、補助制度がないだろうかという申し出があつてからそれを審査し予算をつけるものなのか。その辺がどういうやり方になっているのか。といいますのは、例えばコンブ製品にしても、以前にも乳製品のパッケージか何かもつけたこともあったように記憶しているのですが、乳製品の業者さんに何かその辺でコンブ製品だとか、牛乳製品だとか、チーズ製品だとか、いろいろなパッケージとかがあるかと思いますが、そういう業者さんへの周知方法がどうなっているのかということは、町に申し出てきてから初めて予算をつけるのか。そうすると申し出る、出ないもありますから、その辺はどうしたらいいのか。不公平感のないようなやり方を取っているのかどうかその辺についてお尋ねさせていただきます。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） お答えいたします。まず予算付けの関係でございますが、これにつきましては財政当局と相談しまして、要望があつてから付けるということで方向付けしております。周知につきましては商工会を通じて新年度予算前に要望があるかないかというのは、会員の方々には周知させていただいております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○11番（中山眞一君） 商工会を通してということのようですけれども、私も商工会員ですけれども、観光には関係ありませんけれども、そういうのを見た記憶がないのですよ。そういう意味で、例えば空き家対策補助金だとか色々な新年度ありますよね。何件以内で幾らというような。そういう点で例えば年間300万円とか200万円とかで希望者は申し出てくださいという方法は、いかななものかなと思うのですが、やはりこの2分の1は結構大きいですからやった業者さんはものすごく喜ぶでしょうけれども、やらない業者さんも出てくるのではないのか、不合理性が出てくるのかなと思いますので、今後の方向性としてそういうことが考えられないかどうかお尋ねさせていただきます。

○議長（波岡玄智君） 商工観光長。

○商工観光課長（戸井洋典君） 議員おっしゃいますとおり、町の広報やホームページで広く周知していきたいと考えておりますので御理解願います。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

ちよっとお待ちください。

この際暫時休憩します。

（休憩 午後0時02分）

（再開 午後0時58分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第56号の質疑を続けます。

2番田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） まず25ページの歳入ですけれども、基金繰入金のふるさと納税基金繰入金90万円の歳出科目90万円で一致するのが水産業費の水産総務費かなと思うのですけれども、その中でどこに配分されたのかを伺いたいのと、若干関連になるのですけれども、一昨日の新聞でこのふるさと納税のアクセスのサイト、ホームページがリニューアルされましたよという新聞報道がありました。それで開いてみたんですよ。開いてみたら新着にも載っていないし、どこかなと思いながら従来からあるふるさと納税の欄をクリックしたら見やすい画面が出てきてこれのことなのだろうと思うのですけれども、若干その内容を説明いただきたいのと、どういう利便性が図られたのかという点も含めて、なおかつ最初の画面で出てくる新着情報の欄にも載せた方が親切ではないのかなと思うのでその考えを伺っておきたいと思います。

それと29ページ、庁舎維持管理に要する経費の修繕料175万5000円、新庁舎の屋上アンテナ、屋上の付近に新築の時から鳥よけのテグスみたいなものは張ってあるけれども、アンテナに止まることは想定外だったということなのだろうと思うのですよ。それで、事前説明では回転するものを取りつけるというような説明だったかと思うのですけれども、175万5000円で取りつけるものの数、数量というか数です。それと、回転するというからには、最初に思いついたのは、電気仕掛けのモーターか何かでこう回転させるものかなと思っていたのですけれども、仮に電気仕掛けのモーターだとしたら、無線障害が発生する可能性もあると思うのですけれども、要するに175万5000円大きな額なのですから、どういうものなのか詳しくわかるように説明い

ただければと思います。

それと、その下の公の集会施設維持管理に要する経費、修繕料127万円は漁村センターの遠赤外線暖房機の修理という説明でありました。あそこは改修して5年くらいかなと思うのですけれども、この遠赤外線暖房機は要は壁に備え付けられている暖房機だと思うのですけれども、これのどこが壊れて、今回の12万7000円なのかということと、確かこの遠赤外線暖房機っていうのは、学校施設でも使用されていて、去年でしたか、小学校費かどこかで同じようにこの暖房機の修理ということで予算計上があったような覚えがあります。それで、同じような暖房設備だと思うので、壊れた箇所が一緒なのか。要は5年程度でそういう修理が必要になるものなのか。こういうものは例えば耐用使用時間が何年だとかという保証まであるかどうかわからないけれども、5年程度で壊れるもので仕方ないという捉え方なのか確認をさせていただきたいと思います。

それと、31ページの放課後児童クラブ運営に要する経費の報酬、会計年度任用職員ですけれども、確かに1名増による補正だという説明ですけれども、この1名増になったのが今開設しているのが茶内と霧多布ということでありますので、どちらの児童クラブに増員が必要だったのかという点と合わせて、茶内、霧多布の現在の利用者の数は。それと以前からあった浜中地区でも児童クラブの再開、あったものがなくなったので再開してほしいという声も聞いていますけれども、その後どうなっているのか。将来的な利用数を考えてやはりできませんよっていうことであればそのように要望のある地区に伝えなければならないだろうと思うし、その辺の経緯はどうなっているのか伺います。

それと、その下の常設保育所に要する経費の先ほど来出ているこの修繕料であります。わからないのですが、要するに先ほどの説明では去年の9月の補正で学校、霧多布の常設含め非接触の蛇口に変えるという予算が載っていました。それで去年のことを思い出して、要は学校と保育所、すべて同時に交付金を使って整備されるものだという認識だったので、今回出てきたことになぜという思いがございます。先ほどの説明ですと当初、施設も新しいと、なおかつ抗菌仕様の蛇口になっていると。それで去年の9月時点ではその必要性が感じなかった。繰り返しますけれども、去年の9月の臨時交付金というのはあくまで新型コロナウイルス感染症に対しての予防の措置のための交付金であります。ということは、新設になった茶内の抗菌仕様の蛇口であればコロナウイルスに対応できると。そういう判断であったと。ただ、今回は別にノロウイルス等のウイル

スが流行し始めたので必要になったという説明ですよね。それで何が違うのですか。コロナウイルスとノロウイルスの抗菌仕様に対するウイルスの付着率というのですか。コロナには対応できているけれどもノロには対応できないと受けとめられるのですけれども、そういう考えでよろしいのでしょうか。要はわかるように抗菌仕様はどういうものになっていて、当然設置する上では仕様の説明の中にはこういう菌が付きにくいですよとかがたぶんあると思うのですよ。建設課あたりでは持っているのかなと思うのですけれども、要はコロナは大丈夫、ノロは大丈夫ではないということが納得いくように説明いただきたいなと思います。

それと、その下、新規就農者誘致に要する経費ですけれども、これは要は、新農業人フェア、大阪か東京かどこかで開催されるものなのかなと思うのですけれども、いかんせんこの情勢です。先般のはまなかだよりに掲載していた勇太郎君の活動日程ではこのウェブ会議で参加しましたというようなものもあったのですけれども、今回この予算計上にあるということは、旅費まで出ていますから、当然、開催されることに向けて参加するという意思表示なのかなと思うのですけれども、まずそのコロナの感染症対策と併せて、開催される場所と時期等をわかるように説明いただければと思います。

あとその下の鳥獣被害対策、先ほど聞いていてわかったのですけれども、これ自体はほぼわかりました。それでその特例として、要はライフルを所持できる、その特例的なものとして農業従事者等の場合はこの10年間の期間を経なくてもライフルを所持できますよと初めて聞いて、ああそうなんだなと思いました。それで気になるのが熊なのです。熊の駆除に対しては当然散弾では立ち向かえるわけではなく、ライフルでないと対応できないと。そんな中、昨日の説明では今年6頭罨と銃で駆除しましたという説明でした。それで気になるのが標茶、厚岸での家畜被害、よく浜中の育成牧場に来ないなと思って、来ない方がいいのですけれども、要はそれに関連して浜中町も出席した合同協議会が開催されていますよね。振興局交えてですけれども、その会議の内容をかいつまんでいいので説明いただければと思います。

それと37ページ、防災行政無線に要する経費の修繕料13万8000円。これはJアラートの自動起動装置修理という内容だったかと思うのですけれども、その装置とはどういうものなのかも理解できていないのですけれども、要は緊急情報を瞬時に防災無線等で伝えるためのシステムかと思うのですけれども、修理というからには故障してしまっただけで修理ということなのか、それとも故障する前に途切らすわけにいかないからとい

うことなのか。修繕だとしたら既に既定予算で修理が終わっていますというのであればそのようにお知らせください。要はその起動措置の内容ですね。13万8000円で修理するのかそれとも部品を交換するのかわかればお知らせください。

それと39ページの、これも先ほど来ありました給食センターの修繕料です。それで、当初予算30万円ちょっとくらいの当初予算でしたよね。ということは、当初では想定できなかった修繕料が6月と9月にこの補正を組まなきゃならないような状況になったと理解するのですけれど。まず一つ目の疑問が今回のこの84万3000円の中にある集中管理装置のタブレットが監視装置の制御盤に設置されていて、電源が通電している中でこの3年間操作してきたと。結果はタブレットのバッテリーが過熱状態になって今回の事案が生じたという説明で、今後はそれを取り外して使用するということは理解します。ただ、当初設計したときから制御盤はここに設置してタッチパネル式で操作する仕様だったはずなのですよ。そうやって使ってきたということは、多分、当時は給食センター所長は兼務だったので、現所長で答えられるのかどうかかわからないけれども、そういう仕様のものであったとしたら、今回のこのタブレットの損傷は、当然、メーカー保証ですよ。普通に考えたら。メーカー保証でなされるべきものだと思うのですよ。わずか3年くらいですよ。それをそういうこともなしに予算計上してしまうというのはこっちに使用の過失があったってということになるのだと思うのですけれども、その経緯はどうなのですか。それをお聞きしたいのと、それと6月にも私聞いているのですけれども、原水ポンプが2基あるうちの1基が6月、もう1基が今回と。先ほどの説明ですと3年くらいの耐用年数だと。もっと耐用年数が長いものもあるけれども、それだと費用もかかるし万が一故障した場合の対応も大変だという中で、3年くらいの耐用年数で変えていった方が今後いいという説明でございました。であるなら、当然、当初予算の予算として原水ポンプについては計上されるべきものであって、6月補正、9月補正で計上されるというのは説明に矛盾を感じるのですけれども。どうですか。所長は自分で説明していて苦しいなっていうところ感じませんか。それと前回31万円位もする大きなバッテリーの故障の原因がわからないと。そしてメーカーに下げて調査しますという説明でございました。この故障の原因というのが今現在で判明したのかどうか説明いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） 25ページ、ふるさと納税基金繰入金の関係の御質

問にお答えをいたします。議員おっしゃいますとおり、こちらの90万円でございますけれども、補足説明でもお話ししましたけれども、今回、漁業の後継者就業交付金に充当させていただいているということでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（赤石俊行君） 同じく25ページ、ふるさと納税基金繰入金に関連いたしましてお答えいたします。昨日、特設サイトがオープンいたしまして繋がるタイミングがちょっとずれていたというか、議員が見たときはまだ繋がっていなかった状態で、今見ると実は繋がっているのですよ。そういうことで開設スタートをしてございます。特設サイトでございますけれども、浜中のふるさと納税を取り扱う5つのポータルサイトに簡単にアクセスできるようとなっております。現在の釧路根室管内では4カ所、釧路市と白糠町、羅臼町、そして浜中町が4番目に特設サイトを作っております。そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

次に29ページ、庁舎維持管理に要する経費、需用費の修繕料についてでございます。議員おっしゃったとおり今年1月に高台に庁舎が開庁しまして、庁舎の上に非常にカラスが集まってきてよく休んでいるということで、非常に大量の糞が屋上に散らばっているという状況でございます。特に屋上には20本のアンテナがございます。そのアンテナの下に極端に糞があるということでございます。20本のアンテナに鳥よけ装置を付けるということでございますけれども、1本のアンテナに対して2個ずつ、てっぺんと真ん中ら辺に装着しようと思っておりますので、40個付ける予定でございます。ひとつ1万9800円の回転式鳥よけ装置、これが40個で79万2000円。附属品、諸経費が17万円。取り付け作業費が13万8000円で合計が110万円であります。消費税を含みますと121万円になります。それと併せまして屋上に溜まる水を排出するためのルーフトレンがあるのですけれども、ここにもカラスが止まってそこに糞をかなりしているわけですが、そこに土埃だとかも相まって水が流れないと。あるいは土が溜まったところに雑草が生えてそのままそこにカモメが巣を作ってしまったという例もございますので、このドレンに付ける装置を4カ所設置する予定です。これが1カ所9万5000円の4カ所で38万円。取り付け作業費が11万5000円。合計49万5000円。税込みで54万4500円。前段のアンテナに付ける鳥よけ装置121万円とこのドレンに付ける装置54万4500円を合計しまして175万4000円という計上でございます。それで原動力ですけれども、これは風で回るものでござい

まして、船のプロペラのような形をしていて羽が3枚ついた形をしていてステンレス製でキラキラしているものですから羽のところに目玉の模様がついていて、回ると鳥が怖がって寄らないという装置でございます。

続きまして、同じく29ページの公の集会施設の維持管理に要する経費の需用費の修繕料でございます。こちら漁村センターの遠赤外線暖房機の修理に係るものでございます。この暖房機につきましては集会室に3台、非常に大きな7mぐらいの大きな暖房機なのですけれども、この中の1台が今年に入って煙が出てくるということで、補修点検をしております業者さんに確認をしていただいたところ、機械の中の劣化している部品を交換しなければならないということで、これらに係る交換修理に要する経費でございます。交換する部品につきましては暖房器内のノズル関係だとかポンプだとかオイルフィルター、あとファン、そういったものの部品の交換をするもので税込み12万6500円の修理費用となっております。それで漁村センターにつきましては、平成28年に改修工事をしております。その中で暖房機も改修しておりますので、それから5年経過してございます。暖房機の耐用年数については10年と言われております。機械ですので当たりはずれということもあるのかなと思うのですけれども、機械そのものについては大丈夫なのですけれども、中の部品が劣化したということで今回このような事態になってしまったということでございます。メーカー保証については1年しかございませんので、今回、この修理費を計上させていただいたところです。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（金澤剛君） 31ページ、放課後児童クラブ運営に要する経費に関連しての御質問にお答え申し上げます。本町の児童クラブですけれども、霧多布、茶内、それぞれ開設しております。職員については、フルタイムの会計年度任用職員2人。それとパートタイムの会計年度任用職員1人で、1カ所3人の体制で運営しているところでございます。今回の補正ですけれども、3月末でフルタイムの会計年度任用職員が1人欠員という形になってございます。4月以降、いわゆる代替の職員で何とかやりくりしながら運営していたと。その間、欠員を募集しながらということで対応させていただきました。霧多布の児童クラブのほうになりますけれども、欠けた分の職員、パートタイムになりますけれども、補充できたということでフルタイムの会計年度任用職員については給与費で措置ということで、この度はパートタイムですので給与費にはなりませんのでこちらの方で補正をさせていただくということの内容でございます。

それと利用者ですけれども、霧多布27人、茶内33人ということで押さえていただきたいと思います。それともう一つ、浜中の方の再開はという御質問だったと思います。現状ですけれども、利用者数の関係、それと職員配置の関係もございますので、再開できる見込みがあるのかということになるとかなり厳しいと思います。あと、浜中の利用者が何人いるのかですけれども、1名ほど利用したいなというお話も来てございます。町長の掲げる子育て支援の充実を考えますと、これは対応しなければいけないということになりますけれども、その辺、開設するのは現状無理というのがありますので、送迎等の対応、帰りは保護者の方に迎えに来ていただくということが必要になってきますけれども、登所の部分については何らかの形で対応するという事で考えております。非公式ですけれども、社会福祉協議会の方にこういう事例があるのだけれども協力していただけないかということで、担当の方が相談しております。新年度については当然予算付けということになりますけれども、今年度については社協さんの業務の方で協力できる範囲で送迎の協力を考えさせてもらおうかということで、明るいお話もいただいておりますので、実際に利用者からの要望を見まして、その辺は臨機応変に捉えて対応していきたいと考えているところであります。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） 33ページ、常設保育所に要する経費、需用費の修繕料についての質問に対してお答えいたします。議員御指摘のとおり、コロナと他のウイルスの感染への違いなのですが、感染することについては全く何も変わらないかと思えます。違いは消毒方法ぐらいじゃないかと思っております。コロナウイルス、アデノウイルス、RSウイルスについては高濃度アルコールで消毒できるのですけれども、ノロウイルスについては次亜塩素酸ナトリウムで消毒しなければならないと指導を受けております。どちらも手洗いがやはり重要なことではないかと思っております。ただ、当時、新しい施設、2年目の施設ということもありまして、職員が清掃する以外にも清掃委託が入っております。当時はそれで防げるものと考えておりました。今年度に入って4月にノロウイルスが発生しました。そのときに釧路の保健所から指導が入ったのですけれども、そのときに職員にも聞いてみました。やはり自動水栓が望ましいということで改めて今は必要性を強く感じているところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） それでは33ページの新規就農者誘致に要する経費に関す

る御質問に御答弁申し上げます。この度の14万8000円の補正予算につきましては、先ほど議員おっしゃいましたとおり、当初、新農業人フェア年3回、札幌市、東京都、大阪府で3回を予定しておりましたが、コロナ禍でなかなか開催が難しいということでオンラン会議に全て切り替って、そっちの方に農協、それから町ともに出席させていただいております。

今後の状況につきましては、今現在まだ緊急事態宣言が発出されている中で、今後の見通し開催予定日はわかっているのですけれども、一応そこはすべて申し込んでおります。当初で措置した予算はそちらの方でできれば出席して参加したいと思っておりますけれども、これもちょっと流動的な状況でございますので、その状況を見ながらということではありますが、このたびの14万8000円、これは実は民間で開催しておりますマイナビ就農フェストという就農のイベントがあります。昨年度はこのマイナビ就農フェストに町は参加しておりませんで、農協が単独で参加されておりました。それで、そのマイナビ就農フェストは非常に近年参加者が増加しております、それで農協単独では相談が受けきれないのでなんとか町からもヘルプで参加してもらえないかという御相談もありながら、浜中に対して就農希望がある方が多いことは非常に喜ばしいことですし、農協だけでなく町もその就農相談を受ける体制を整えながら、しっかり浜中に移住していただきたい、就農していただきたいという強い思いの表れで行かせていただきたいと思っております。それでこのマイナビ就農フェストにつきましては、予定では実は9月25日開催予定ですけれども、緊急事態宣言も延長になるという見込みでこの9月25日の開催が今後どうなるかわからないのですけれども、それも今後の動向を踏まえてということで考えていきたい。それともう一つは北海道就農フェア、こちらは3月なのですけれども、こちらの方にも参加をする予定でございます。開催が今後どうなるか不透明な部分はあるのですけれども、しっかり開催されることをまず望んでおりますし、仮に開催がなされない場合はオンラインのほうでしっかり就農相談を受けたいと思いません。

それから2点目、35ページの有害鳥獣被害対策に要する経費でございます。議員の方からヒグマに関する御質問がありました。実は標茶で行われた会議、北海道主催でございます、釧路管内のエゾシカヒグマ対策連絡協議会、これのヒグマ被害部会というものを設置しております8月31日に標茶町で開催しております。この会議につきましては緊急的な会議で、議員おっしゃいましたとおり標茶町、厚岸町で延べこの3年間

で53頭の牛が死傷しているという非常事態を受けて北海道の開催となっております。当日は管内8市町村、それから農協、猟友会それぞれ全体で30名の参加があったところでございます。この会議の中で北海道から報告がありましたのは、近年のヒグマの被害状況、特に釧路管内被害状況が今、増加傾向にあるということ、それから個体数も非常に増えていることもあってその情報の共有、それから今後、その捕獲に向けた罠の設置を初めとした取り組みに対する助言等が北海道からあったところでありますが、残念ながら北海道から特別このヒグマの個体数減少に対する抜本的な対策が示されなかったのが非常に残念であるのですけれども、引き続き本町といたしましても、箱罠の設置を中心に捕獲をしていきたい。議員の方から今年6頭あったということで、昨日町長の行政報告の中でもあったように、対前年比で3頭がもうすでに増加している。実は今朝も1頭入って、今まだ処分はしていないのですけれども、今檻に1頭入っている状態ということで、これ実は研修牧場の近くです。やはり平成18年に死亡事故があった現場の近くということで、非常に厚岸から茶内のほうに渡って来やすい、ちょうど熊の通り道ということもあって、そこには常時、檻かけさせていただいております。やはり個体がそこに多く生息しているということもあって、入ると比較的大きなクマが入る場所で猟友会も把握しておりますけれども、いずれにいたしましてもこれからヒグマの行動が活発になってきます。特に浜中町では最近デントコーンが増えてきていますので、それを捕食するためにヒグマが活発に動いていきますので、まずは人命それから農業被害、これを中心に被害の防止に向けた取り組みを強化していきたいと感じております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） 37ページ、防災行政無線に要する経費、需用費の修繕料13万8000円の関係でございます。議員おっしゃいますとおりJアラートの自動起動装置の修理であります。Jアラートですけれども、御承知の通り人工衛星から防災情報を発信するというところでございまして、その受信装置が役場にあると。その受信装置から今度防災行政無線の装置に自動的に情報を流して起動させるものでございます。その防災の情報によっては流すものと流さないものがあるので、これは選択してございます。たとえば濃霧注意報だとかについては、緊急性が高くないので、アラートは起動させないのですけれども、例えば、津波注意報、警報、大津波警報、こういうものだとか、特別警報、大雨特別警報だとか、あるいは、国民保護の関係で、ミサイル発射

だとか、そういうものについては自動的に起動させるものでございます。それでこの装置でございますけれども、今年6月の月例の点検で故障が判明したということでございまして、当然そのままにはしておけませんので業者の方に応急的な対応をお願いして、まず支障のないようには現在しています。故障しているのが装置なので、そのままそっくり別なものに交換するというので今回予算計上させていただいています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 給食センター所長。

○給食センター所長（春日良太君） 先ほどの質問でございますけれども、まずは、排水処理設備のポンプの関係でございます。これについては議員おっしゃるとおり、当初予算で組むべきであったと考えております。ただ予算要求時に問題なく稼働していたことから計上しなかったということで、今後はきちっと耐用年数を踏まえて計上していきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、集中操作盤のパネルの関係ですが、これについてはメーカーともかなりやり取りはさせていただきました。まずこの仕様についてはメーカー推奨ではなく、メーカーと町側で協議をした結果、現在の仕様に至っております。ただ、そのときのやり取りの書類等はありませんので、そのときに恐らくですが、操作盤のタブレットを卓上で使っていたら、落として壊すなり、何か汚して壊すなりっていう懸念もあったことから、それだったら集中操作盤の方に付けて運用しようということになったのであろうと思うのですが、これに関してはそのときにメーカーからそういう仕様であればバッテリーが膨らむことの指摘もなかったことで、こういうことを想定せずに現在の運用に至っておりますので、これも先ほどおっしゃったような対応でやっていきたいと思っております。

先ほど議員言われたバッテリーの関係でございますけれども、これはメーカーのほうに聞きました。メーカーのほうではこのバッテリーに対しての耐用年数というのは概ね4年から5年、これは常温で運用していれば4年から5年だと。気温が下がれば下がるほど耐用年数というのは使える期間が延びるそうです。ただ我々が使っているところは常温なので概ね4年から5年と。それでメーカーに聞いたところ、今回の故障の原因を究明した結果、2018年9月6日、胆振東部の地震でブラックアウトが起きました。あのブラックアウトのときに設置されていた同型のバッテリーは大体この時期にほとんど使えなくなったっていうことで、相当数を交換しているということを聞いておりま

す。メーカーではこれを故障ではなく使ったことによる寿命という判断をしておりますので、ブラックアウトで24時間、それ以上そこでバッテリーを使っていることによつて、最終的には寿命を迎えたということがメーカーの報告でありました。以上であります。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） おおよそは理解しました。まず29ページの庁舎の鳥よけについて、動力は自然風力ですよということで想像を膨らますに風車のちょっとバージョンアップされたものかなと理解しているのですけれども、これの実績ですね、僕のイメージ図ではアンテナの周りをクルクル回るものかなというイメージだったのですが違ふと。要はクルクル回ってキラキラ光るから鳥が寄らないよという説明だったと思うのですけれども、これを付けているどこかの町村があるのかもわからないのですけれども、要は鳥ですから、特にカラスは頭いいです。学習能力高いです。ですから、これを設置したことによって最初のうちは寄らなかったけれども、寄るようになってしまわないのかなという懸念もあるので、どこかの町村等でそういう同型のものが付けられているのであれば対応等も教えていただければと思います。

それと31ページの保育所の蛇口ですが、わからないわけではないのです。ノロウイルスは、今のコロナみたいに2年前から突如沸いたウイルスではないですよ。毎年のようにどっかこっかで出ている、何年か前は茶内の小学校でも出たという話がある中で今さらかいという気がするのですよね。今さら対応するのですかということなのです。要は消毒方法が違うから、今回ノロに対応するために非接触の蛇口をつけます、そういうことにしましたというのであれば、まだ建設後間もない施設であります。当然そのノロは何回も言いますように降って湧いたウイルスではございませんので、当然最初の設計の段階からそういうことを見越して設計されてもよかったのかなと思うのです。要は一番気になるのが財源なのです。前回9月でやっていけばコロナの交付金で対応できましたよね。全額。今回この交付金が入っているのはわずか40数万円で、残りは全部単費ですよ。なおかつ言いにくいですが、言わせてもらえれば9月の補正のときに拡大解釈によってこの交付金を活用した例も何点かあったという思いもございませぬ。だから必要なものだったのであれば、やはり去年の9月のうちに対応すべき案件だったはずなのです。ここに来てこの単費を費やしてまでやらなければならなかった理由がノロだというのであれば、それは、おかしな話ですとしか言えないのですけれども、

これ以上所長の答弁をもらっても仕方ないので当時コロナも含め保育所の建設も含め予算そのものに最終的には町長ですけれどその前段、副町長の目を光らせるという仕事もあると思うので、その辺の当時の考え方はどうだったのか答弁いただければと思います。

それで給食センター。いや、わかりますよ。もう本当に3年足らずでこんなに修繕料がかかってくるなんて想定もしなかつたらうし。ただバッテリーですよ。胆振東部地震のブラックアウトで要は使用時間数が当初考えていたものから伸びたので、要はこのバッテリーの寿命が途絶えたという説明かなと思います。バッテリーってそんなものではないと思うのです。要は通常バッテリーで真っ先に思い浮かぶのは車なのですけれども、ましてや今、通常の起動時に使うバッテリーではなくハイブリットになると後ろに大きな何十万円もするバッテリーを背負い込んで、バッテリーはそんな使用時間でいられるのかというと、いけませんよ。ですからブラックアウトの時間が長かったので、確かあのとき七十何時間くらいまでなったかなと思うのですけれども、じゃあそのバッテリーの使用限度時間はどのように定められているのかといふとここまで説明いただかないと、はいわかりましたとはならないのですけれども、そういう資料がないのであれば、今でなくてもよろしいので答弁よろしく願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（赤石俊行君） 庁舎維持管理に要する経費についてでございます。議員おっしゃったとおり、アンテナの縁を回るようなものではなく、アンテナの先に止まるので先っぽあたりと中段あたりにプロペラのようなものをつけて、それがキラキラするの怖がって近寄らないものです。こういったものに詳しい業者さんと建築係といろいろ相談しまして、どういった方法がいいか検証いたしました。実績についてですけれども、例えば釧路開発建設部の管轄の昆布森漁港ですとか、同じく函館の開発建設部の管轄の砂原町の漁港ですとか、あるいはホクレン白糠管轄の牛舎ですとか、道内各地でこの方法がかなり重宝し、一定の効果を得られているということで今回採用させていただきました。本町においてもこの効果については期待しているところでございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（齊藤清隆君） 常設保育所の関係でございます。茶内保育所でございますけれども、当初、自動水洗を小中高、他の保育所も含めてなされた際に茶内保育所につい

ては新しい施設ということで、まだ2年しか経っていないこともありまして、判断的には甘かったと言わざるを得ないと思っております。ただコロナの感染症対策という面では茶内保育所も含めてすべてやっております、消毒等も含めてやっていたのですが、今年に入ってアデノウイルスですとかノロウイルス等のウイルスも流行りだしてきたと。これは何だということになって、自動水栓にしてないねということから、この期に及んで一般財源かというところですが、本当にこの期に及んでの予算措置とさせていただきますことを御了承願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 給食センター所長。

○給食センター所長（春日良太君） 先ほどのバッテリーの関係でございますけれども、議員おっしゃるとおり、今現在メーカーの使用時間であるとかそういうものの資料は大変申し訳ないですが、ございませんのでまた改めてお示ししたいと考えております。ただ議員言われるとおり、今回変えてしまいましたが、今後に向けてどんな種類のバッテリーで操作盤に合う仕様のものでどれほどあるのか、金額も含めていろいろ検討させてもらって今後の参考にさせていただきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

7番成田議員。

○7番（成田良雄君） それでは35ページ、水産振興に要する経費、8番議員が聞きまされたけれども、浜中漁組の加工場の改修ということでございますけれども、詳しく聞いておりませんので、改修内容、そしてどのような品目を加工していくのかその加工品を販売するわけでございますけれども、ふるさと納税の返礼品にも充てるのかその点の御答弁願います。

37ページの商工振興に要する経費、これも新規2名分と、そして事業の金額は発表になりましたけれども、新規ですから企業秘密の面もあるかと思っておりますけれども、もう少しこの2件の事業内容、取扱品目、これもふるさと納税の返礼品を将来取り扱っていくのか、この点も詳しく御答弁願いたいと思います。

次に39ページのその他体育施設管理に要する経費の修繕料、茶内スケートリンクの給水栓修理、このとおりだと思いますけれども、いつ頃修理にかかるのか。そしてスケートしている方は、特に茶内の生徒の方は小学校、中学校も授業でスケートリンクを利用していると思っておりますけれども、今年の3月ぐらいまでの利用状況ですね。もっともっ

とスケート人口を増やしていただきたいと思いますけれども、浜中町で最初の公認のスケートリンクでございますから、まだまだ利用すると思いますけれども、その点の内容をよろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 水産振興に要する経費、補助金170万円について御説明申し上げます。こちらは産業振興奨励補助として事業主体は浜中漁業協同組合で同組合の加工場の改修に対して事業費680万円に対して補助率25%の170万円を補助するもので、加工場は生鮮加工に重点を置き現在稼働してきましたが、サンマの漁獲不振やサンマの代替のイワシが小形で生鮮に向かないなどから、近海の資源量が高水準で安定しているホッキやタコ等を加工して付加価値を付けたいが、今の加工場では衛生管理の問題からポリパン洗浄室を加工品製造室に改修するもので現在オーバースライダーのあるところに壁を設置、そして扉の増設、排気口の設置を行うものであります。予定している加工品につきましては、蒸しヤナギダコ、酢ダコ、タコザンギ、柔らかかつ切りダコ、そして蒸しホッキ、ホッキ貝ソテーこちらを真空パックにして保存すると伺っております。また、時鮭の輪切りと秋鮭のイクラを、こちらは外注になると思うのですけれども、そちらで詰め替えだとかをやると聞いております。

続きまして、販売経路につきましては現在、漁連が運営しておりますサイトにてネットの販売、そして漁組の店舗販売を予定していると伺っております。また、ふるさと納税の関係についてであります。また、ふるさと納税の関係についてであります。また、ふるさと納税の関係についてであります。まだ現在は返礼品につきましては製品開発を行っている途中ということで、供給のめどがつかましたら、ふるさと納税の担当のところにご相談に伺いたいと組合の方から聞いておりますので、御理解願いたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） 37ページ、町地域経済活性化奨励補助の内容について細かく説明いたします。まず1点目のウニ加工の関係でございますが、これにつきましては塩水用のウニの大パックと中パックの2種類、それと、折の方は普通の折50g入りと75g入りの3種類となっております。それと浜中漁協の関係につきましては今水産課長が言いましたように蒸しホッキソテー、蒸しダコ、やわらかかつ切りダコ、やわらか酢ダコ、タコザンギ、時鮭輪切り、イクラそれぞれのパッケージとなっております。ふるさと納税の返礼品の関係につきましては、そこまでは全く伺っておりません。このパッケージを作って新商品を作るというところで話は終わっております。以上で

す。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤邊昭彦君） 39ページのその他体育施設管理に要する経費の茶内リンクの修繕について御説明いたします。修繕箇所は給水栓の3カ所を修繕して現在1カ所しか使えません。3カ所修繕して4カ所で散水作業をしていきたいと考えております。修繕に関しては11月末までには凍れが来ますので終了させたいと思っております。実績ですけれども、令和元年度では26日開放しまして533人、昨年の令和2年度では30日開放しまして利用者は19人となっております。こちらの大きな差があると思いますけれども、実は中学校はスケート授業を行っておりません。小学校の授業は昨年度から霧多布の町民スケートリンクの方に来て授業をしております。なぜかという、少年団も茶内小学校の生徒が増えています。スケートも立派になっていてスラップというスケートになっておりまして高額になっています。茶内のリンクで練習してしまうと痛めてしまうとか、そういう父母の要望もあって、あと先生方からも歩いてリンクに行くのを見ると、バスで霧多布に行くのも余り変わらないという要望もありまして、霧多布のリンクで授業しているのが現状で今人数は減っている状況になっています。ただ、これは管理人が平日の午前中しかいませんのでそのカウントだけなのですが、私月曜日とか行ってみたら土日に何人も滑っている跡が見られますので、カウントされていない人数はいるかと思えます。今後も茶内のリンクにつきましては、子供たちの練習する場としては少し不向きなリンクになってしまいましたので、住民の交流の場として維持していきたいと思えます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○7番（成田良雄君） 35ページ了解しました。そういう意味で今後、開発してふるさと納税の返礼品に、今年の3月にも漁業協同組合で返礼品に力を入れてほしいと言いましたから必ず返礼品も出ると思えます。そういう意味で25%なのですね。補助が。ですから、やはり、今後この商工振興に要する経費の中でも、この新規の方もまだ聞いていませんと言いますが、やはり将来的にはふるさと納税にも充てていくと。返礼品として返していくと思えます。そういう意味で今現在決まっていないと思えますけれども、やはり財源を開発するためにも自己資金を少なくしていくためにも、ふるさと納税基金から充当して補助していくことも大事なかなと思えます。そういう意味でもっともっとふるさと納税の金額が増えていくという意味で事業者の協力なくしてこういう

財源の確保ができないと思いますので、やはり25%を少なくとも50%補助できるような形でこのふるさと納税の基金から財源を、そして商工振興の方やはり50%補助でございませうけれども、しっかりとプラスしていくような充当をしていてもらいたいなとこのように思います。

また浜中町でふるさと納税返礼品を取り扱っている業者はたくさんいると思いますけれども、やはりそういう業者においてもふるさと納税返礼品があれば利益は上がっていると思います。ただし、それだけ努力していただいております。そういう意味で、取り扱い業者にも若干の奨励金というかそういうものを充当して配布していけばもっともつとこの第一次産業の生産物を返礼して全国にPR、そして売れていくと思いますのでそういうことも今後すぐではございませうけれども、今後考えていったらいいかと思っております。例えば農家では良質牛乳を生産している方はやはり乳価が違うのですよ。そういう意味で頑張っている業者に対してはふるさと納税の奨励金の配布もいかがかと思っておりますけれども、その点、御答弁をお願いしたいです。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） 御質問にお答えをいたします。このような今回浜中漁協加工場の補修、その商品開発というところについては町補助25%で、議員がおっしゃるのはふるさと納税基金をそういったところに活用してということだと思っております。あくまで補助率については、これは全く別な話かなと思っております。今後、基金の活用方法については色々と内部で検討していかなければならないと思っておりますけれども、当然、納税していただいた方々には、例えば水産の振興、農業の振興それぞれで納税していただいておりますので、それらの有効的活用につきましては、私、財政担当とそれから原課とともにその活用について合わせて協議しながら進めていきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 他にありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第56号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第57号 令和3年度浜中町介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(波岡玄智君) 日程第7 議案第57号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第57号「令和3年度浜中町介護保険特別会計補正予算(第1号)」について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、令和2年度介護給付費等の確定に伴う国庫負担金等の精算について、補正をお願いするものであります。

補正の内容を申し上げますと歳出では、5款諸支出金、国庫支出金等返還金で介護給付費負担金等の前年度精算により、国庫負担金補助等返還金465万8000円の増となります。

一方、歳入につきましても、7款繰越金、前年度剰余金465万8000円を追加し、収支の均衡を図ろうとするものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、4億7309万9000円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから議案第57号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから議案第57号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第58号 令和3年度浜中診療所特別会計補正予算(第2号)

○議長(波岡玄智君) 日程第8 議案第58号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第58号「令和3年度浜中診療所特別会計補正予算(第2号)」

について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、浜中診療所設備修繕など今後必要とされる経費について補正をお願いしようとするものであります。

歳出では、1款総務費「浜中診療所維持管理に要する経費」では、10節需用費の修繕料で給湯ボイラー漏水修繕など8万9000円を追加、「浜中診療所運営に要する経費」では、7節報償費の医師謝金で診療所所長休暇取得に伴う臨時契約勤務医への謝金40万円を追加、看護師等謝金は新型コロナウイルスワクチン接種に伴う臨時契約看護師への謝金29万8000円を追加、2款医業費「医業に要する経費」では、10節需用費の修繕料で超音波診断装置コンベックスプローブ交換据付修繕費114万9000円を追加、12節委託料の感染性廃棄物処理委託料はコロナワクチン集団接種会場から排出される感染性廃棄物の処理費49万8000円を追加、17節備品購入費の医療機器購入は薬用保冷庫などの購入費29万4000円を追加するものであります。

以上により今回の補正額は、272万8000円の追加となります。

一方、歳入につきましては、2款使用料及び手数料の予防接種料29万8000円を

補正し、不足する財源は4款繰越金で前年度余剰金243万円を充てさせていただきました。

この結果、補正後の歳入歳出の総額は、それぞれ272万8000円を追加し、2億8004万2000円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第58号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

○議長（波岡玄智君） 1番川村議員。

○1番（川村義春君） 57ページの医療費に要する経費、その12節委託料、感染性廃棄物処理委託料、今、町長から提案理由の説明がありましたが、感染性廃棄物、接種会場から出るもので想定されるのは多分、使用済みの注射針くらいかなと思うのですが、その他にあればお知らせいただきたいと思います。どういうものがあって49万8000円の追加になるのか。

それと備品購入費でありますけれども、医療機器購入で、説明では薬用保冷庫などの購入とあります。このなどについてお知らせをいただきたいというのと、関連しますけれども、病診連携を可能にするという、要は個人が持っている病歴を浜中診療所のほうから例えば厚岸町と病診連携と取るとすれば、電子カルテを導入することによってそのまま行って同じ検査を2回しなくてもいいという利点があるわけです。それで、これを新しく来られた加藤医師も進めたいという話を事前に聞いておりましたけれども、病診連携を図る電子カルテ自体はソフトとしてはあると聞いています。ですからあとはいつからスタートするのかですけれども、看護師さんたちの動向だとか、慣れるまで数カ月かかるでしょうけれども、やはり徐々にでも導入に向けて頑張ってもらいたいなと思われ、それが町民のためになると思いますので、その辺の見通しをお知らせいただきたいと思われ。以上です。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（中山正教君） まず初めに、57ページの医療に要する経費12節委託料について御説明申し上げます。コロナワクチン接種会場で使用する感染性廃棄物についてですが、注射針の他にそれと付属したシリンジです。液体を入れる方の針が接続されるシリンジ。それと看護師等が使っているガウン、手袋、その他注射を打った後の

パッチだとかそういうものも含めて感染性のあるものについてはすべて処分いたします。私当初予算の方で見てはいたのですが、想像していたより廃棄物が多く出まして、それを3月までの見込み分でこのたび計上させていただきました。

次に、17節の備品購入費になります。診療所で使用していたコロナワクチンの保管用の冷蔵庫なのですが、一般で市販されている冷蔵庫を使っていたのですが、こちらにつきまして全国的に保冷庫の温度管理が問題となりまして、早急に薬用保冷庫の整備が必要となりました。それに合わせて接種会場で使用するパルスオキシメーター、酸素飽和度を測る機械についても在庫が不足していたので、これを3個購入させていただきました。

最後に電子カルテの導入について、稼働時期等に関しまして、現在、電子カルテのシステムなのですが、当初予算において私が業者と連携をとりまして協議を重ねて見積もりを取り当初予算の計上をさせていただいていたのですけれども、本年着任された加藤先生が前の職場のクリニックで今回診療所が導入しようとしている電子カルテシステムを使用しておりました。それと4月に採用された放射線技師におかれましてもカルテシステムの導入に携わった経過があるということで、4月以降、さまざまな助言をいただいております。これに伴って契約が現在まで延びてしまいまして、いまだに契約ができていない状況なのですけれども、主立った内容ですが、医療機器と電子カルテシステムの連携だとか、血液検査がネット回線を介して電子カルテに反映されるものであるとか、日常をシステムを操作するのに利便性がすごく良くなるものの助言をいただいて、現在も調整をしておりました。これにつきましては8月に最終的な調整が終わってまた見積もりを徴取しているところでございます、もう少し時間がかかるのかなと思っております。しかるべき時期が来たときに議員の皆様にはこちらのほうからまた御説明させていただきたいなと思っております。このカルテシステムが導入された後に病診連携となります。こちらの方も担当としては釧路市立病院の方が運営している、メディネットたんちょうというシステムを導入しようと考えています。これも現在打ち合わせ中で、電子カルテが導入する時期に操作の方も職員一同勉強して、同時に稼働させようと考えているのですが、いかんせんまだ導入時期が未定なものでありまして、稼働については来年の4月から稼働を目指しているのですが、ずれ込む可能性もあるのかなと今の時点で考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) これで質疑を終わります。

これから議案第58号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は原案の通り決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第59号 令和3年度浜中町下水道事業特別会計補正予算
(第1号)

○議長(波岡玄智君) 日程第9 議案第59号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第59号「令和3年度浜中町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、工事請負費などの追加について補正をお願いしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳出では、2款1項下水道費、「農業集落排水事業に要する経費」で、茶内旭及び茶内若葉地区の污水管渠工事を行うため、工事請負費783万2000円を追加するもの。「散布クリーンセンター管理運営に要する経費」で、水中攪拌ポンプの修繕を行うため、修繕料31万9000円の追加をするもの。「漁業集落排水管渠施設の維持に要する経費」で、公共枿の修繕を行うため、修繕料53万9000円を追加するものです。

一方、歳入につきましては、5款繰越金、前年度剰余金239万円の追加、7款町債、農業集落排水事業債630万円を増額するものです。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ869万円を増額し、4億9049万7000円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第59号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

川村議員。

○1番（川村義春君） 67ページ、歳出であります下水道事業費、農業集落排水事業に要する経費の污水管渠工事でありますけれども、783万2000円の追加で、説明では茶内旭及び若葉地区の污水管渠工事費を追加と聞いておりますが、地区が違いますから旭地区と若葉地区は結構距離が離れているので、それぞれの延長、旭地区で延長いくらで金額がいくらなのか、それから若葉地区の污水管渠の部分は延長がいくらで事業費がいくらなのかをお知らせいただきたいと思います。また、この時期に工事をする事になったのは漏水が判明したので追加されたのかどうかその辺をお知らせいただきたい。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（渡部幸平君） 67ページ、農業集落排水事業に要する経費の污水管渠工事について御質問にお答えいたします。これは議員がおっしゃる漏水等ではございませんで、これは茶内旭地区、若葉地区で管渠を新しく敷設する工事になります。それで、まず金額の内訳でございますが、茶内旭地区はこの783万2000円のうち、639万1000円それから、茶内若葉地区が144万1000円ということになります。茶内旭の管渠工事でございますが、厚浜木材さんと北連さんの間、こちらに約4900㎡程度の敷地がございますが、現在所有者は浜中地区にある建設業者さんとなっております。この敷地、既に9つの土地に分筆されておまして、現在は建設業者さんがアパートを1棟建設中であります。分筆された土地につきましては宅地として分譲をされることになっておりますので、新しい住宅、あるいはアパートが建設されるということが予想されますことから、その分譲した形状に沿ってマンホールや公共污水柵を設置する工事になります。これは延長が4900㎡程度の敷地ですので、非常に長くて管の敷設延長はトータルで103mになってございます。一方、茶内若葉地区の管渠工事につきましては、場所は矢原電設さんと、それからJR花咲線の線路の間になりますが、こちら

に現在タカナシ乳業さんが冷蔵・冷凍出荷棟の建築に着手してございます。その出荷棟にトイレが設置されるので申し込みがありまして、公共汚水柵を設置する内容でございます。こちらは下水道本管からさほど離れておらず、5 m足らずではございますが町道及び歩道を一度開削して接続した後、また道路として復旧する工事になりますので、こういったことから少し工事費が上がっているという状況でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第59号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第60号 令和3年度浜中町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（波岡玄智君） 日程第10 議案第60号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第60号「令和3年度浜中町水道事業会計補正予算（第2号）」について提案の理由をご説明申し上げます。

議案書73ページの予算説明資料をお開きください。

この度の補正につきましては、建設改良費の委託業務の増に伴う資本的支出を追加するものであります。

資本的支出で、第1款資本的支出、1項建設改良費、2目配水施設費委託料783万

2000円の増は、第3号配水池の耐震詳細診断委託業務で、現在進めております、北海道生活基盤施設耐震化等交付金を活用した水道施設の耐震化事業のうち、令和4年から進める第3号配水池の耐震補強設計及び工事にあたり、当該施設の耐震詳細診断が必要となったことから、その委託業務を発注すべく今回補正をお願いするものであります。

68ページにお戻りください。

議案第2条、資本的支出は、予算第4条の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6023万1000円を6806万3000円に改め、過年度分損益勘定留保資金で補填する額5023万1000円を5806万3000円に改めようとするもの。

第1款資本的支出は、第1項建設改良費783万2000円を追加し、4億1832万2000円に改めようとするもの。

なお、この支出に係る委託業務費用は自己財源から支出するもので、資本的収入の補正は必要としておりません。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第60号の質疑を行います。

収支一括して行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第60号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第61号 令和2年度浜中町水道事業会計未処分利益剰余金の
処分について

○議長（波岡玄智君） 日程第11 議案第61号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第61号「令和2年度浜中町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、未処分利益剰余金の処分については、議会の議決が必要とされているものであります。

令和2年度の未処分利益剰余金1788万7223円の内容につきましては、「当期純利益」のほか、企業債償還の一部財源として減債積立金の取り崩したことにより発生する、「その他の未処分利益剰余金変動額」であります。

なお、この処分につきましては、それぞれ減債積立金に588万7223円、建設改良積立金に200万円、自己資本金1000万円を積み立てるものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第61号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第61号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第62号 浜中町教育委員会委員の任命同意について

○議長（波岡玄智君） 日程第12 議案第62号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第62号「浜中町教育委員会委員の任命同意について」提案の理由をご説明申し上げます。

現教育委員の栗本 英彌氏におかれましては、令和3年10月31日をもってご勇退されることから、この度、新たに教育委員会委員として、小黒雅臣氏を任命いたしたくご提案した次第であります。

同氏のご経歴の示すとおり人格、識見に優れ、教育委員として最適任と認めるところであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意をいただきたく、提案した次第であります。

なお、任期は令和3年11月1日から令和7年10月31日までの4年間となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は質疑討論を省略し直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は質疑討論を省略し直ちに採決することに決定しました。

これから議案第62号を採決します。

この採決は無記名投票を持って行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（波岡玄智君） ただいまの出席議員は11人です。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(波岡玄智君) なお指示があるまで記入せずにお待ち願います。

投票用紙の配付漏れを確認します。

配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長(波岡玄智君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。任命を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載して投票願います。

重ねて申し上げます。

投票中賛否を表明しない投票、及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第84条の規定により、否とみなします。

ただいまから投票用紙の記入をお願いします。

記入が済み次第、1番議員より順次投票願います。

(投票)

○議長(波岡玄智君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

開票にあたり、会議規則第32条の規定により、立会人に9番落合議員、10番渡部議員を指名します。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

両議員の立ち会いを願います。

(開票)

○議長（波岡玄智君）投票の結果を報告します。

投票総数 11 票、これは出席議員数に符合しております。

有効投票 11 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、議案第 62 号は任命に同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

◎日程第 13 議案第 63 号 人権擁護委員の候補者の推薦について

◎日程第 14 議案第 64 号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（波岡玄智君） 日程第 13 議案第 64 号及び日程第 14 議案第 64 号を一括議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第 63 号並びに第 62 号「人権擁護委員の候補者の推薦について」は関連がございますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

本町の人権擁護委員は、天間館りゆう子氏、中村裕子氏、山口寿宏氏の 3 名ですが、このうち天間館りゆう子氏と中村裕子氏が本年 12 月 31 日をもって任期満了となることから、釧路地方法務局長から委嘱に伴う候補者の推薦依頼がありました。

天間館りゆう子氏は平成 28 年 1 月に委嘱されて以来、今日まで優れた活動実績を残されており、広く社会の実情に通じ人権擁護委員として最適任と判断されますので、引き続き法務大臣に推薦いたしたく提案申し上げたところであります。

また、中村裕子氏は平成 28 年 1 月に委嘱されて以来、今日まで優れた活動実績を残しておりますが、この度、12 月 31 日の任期満了で退任することになりました。ここに人権擁護委員としての功労を称えるものであります。

中村裕子氏の後任には、茶内若葉の佐々木栄氏を最適任と認め、法務大臣に推薦いたしたく提案申し上げたところであります。

佐々木栄氏は人格・識見とも優れ、広く社会の実情に通じ、人権問題に熱意を持って取組めることから、ここに人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見をい

ただきたく、提案した次第であります。

なお、任期は令和4年1月1日から令和6年12月31日までの3年間となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は質疑討論を省略し直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は質疑討論を省略し直ちに採決することに決定しました。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は適任と認めることに決定しました。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は適任と認めることに決定しました。

◎日程第15 認定第1号 令和2年度浜中町一般会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第16 認定第2号 令和2年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第17 認定第3号 令和2年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

-
- ◎日程第18 認定第4号 令和2年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ◎日程第19 認定第5号 令和2年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ◎日程第20 認定第6号 令和2年度浜中町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ◎日程第21 認定第7号 令和2年度浜中町水道事業会計決算の認定について
-

○議長（波岡玄智君） 日程第15 認定第1号ないし日程第21 認定第7号は関連がありますので一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 認定第1号から認定第7号までの7案件につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項及び第5項では、各会計決算について、監査委員の意見を付けて議会の認定に付さなければならないと規定されていることから、この度、同法の規定により議会の認定に付すべくご提案を申し上げた次第であります。

令和2年度各会計の決算につきましては、7月13日付けで監査委員に提出し、8月24日付けで審査意見書の提出をいただいております。

また、水道事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第4項では、監査委員の意見を付けて議会の認定に付さなければならないと規定されていることから議会の認定に付すべく提案するもので、5月25日付けで監査委員に提出し、6月30日付けで審査意見書の提出をいただいております。

認定第1号の一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額123億4961万46円、歳出総額121億9403万1902円で歳入歳出差し引きは、1億5557万8144円の黒字決算となります。

認定第2号の国民健康保険特別会計は、歳入総額11億5709万5241円、歳出総額11億5119万4608円、歳入歳出差し引きは、590万633円の黒字決算となります。

認定第3号の後期高齢者医療特別会計は、歳入総額7586万5453円、歳出総額

7568万2874円、歳入歳出差し引きは、18万2579円の黒字決算となります。

認定第4号の介護保険特別会計は、歳入総額4億6803万3771円、歳出総額4億4336万8501円、歳入歳出差し引きは、2466万5270円の黒字決算となります。

認定第5号の浜中診療所特別会計は、歳入総額2億8638万2491円、歳出総額2億8023万1748円、歳入歳出差し引きは、615万743円の黒字決算となります。

認定第6号の下水道事業特別会計は、歳入総額4億215万456円、歳出総額3億9737万1559円、歳入歳出差し引きは、477万8897円の黒字決算となります。

認定第7号の水道事業会計は、収益的収支につきましては、収入の営業収益は1億1790万69円、営業外収益は6618万5045円で収入総額は、1億8408万5114円。

支出の営業費用は1億6761万469円、営業外費用は858万7422円で支出総額は、1億7619万7891円で788万7223円の当期純利益を生じる決算となりました。

この利益剰余金につきましては、減債積立金及び建設改良積立金といたします。

また、減債積立金の取り崩しに伴い、「その他の未処分利益剰余金変動額」1000万円が発生し、この剰余金は、組入資本金といたします。

資本的収支につきましては、収入総額は1億3453万5534円、支出総額は1億8410万354円で、収入総額が支出総額に対し不足する額4956万4820円は、減債積立金1000万円、過年度分損益勘定留保資金3956万4820円で補てんいたしました。

以上、各会計の決算状況を申し上げましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響も重なり地域経済は非常に厳しい状況であった中、行財政の運営にあたりましては、常に危機感を持ちながら当面する事業の執行に万全を期してまいりました。

今後とも町政運営につきましては、まちづくりの基本テーマのもと、行政課題の解決に向け町民の皆さまとの対話を大切に、地域とともに個性豊かな活力ある将来の展望を切り開くべく、産業基盤、生活環境、福祉、教育文化等の整備・充実に力を注ぎ、安全で快適なまちづくりを推し進める所存であります。

日頃の町行政の執行に際しましては、議員各位のご理解とご協力に深く感謝を申し上げますと共に、今後とも本町の地域経済の活性化と活気のあるまちづくりに向け、積極的かつ効率的な行財政の推進に努めてまいりますので、よろしくご審議いただき認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

ただいま提案されました認定第1号ないし認定第7号は、10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査の付託をし、閉会中の継続審査にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号ないし認定第7号については、10人の委員によって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査の付託をし、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条の規定により議長において、1番川村議員、2番田甫議員、3番秋森議員、4番小松議員、5番加藤議員、6番前田議員、8番三上議員、9番落合議員、10番渡部議員、11番中山議員を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した10人の議員を決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、この委員会には、地方自治法第98条第1項の権限を委任したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本件はそのように決定いたしました。

◎日程第22 報告第8号 令和2年度浜中町財政健全化判断比率の報告について

○議長（波岡玄智君） 日程第22 報告第8号を議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第8号「令和2年度 浜中町財政健全化判断比率の報告について」提案の理由をご説明申し上げます。

平成21年4月から全面施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度が設けられました。これにより、当該比率に応じて財政の早期健全化及び再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定し、財政運営について外部監査を求めるなど、当該地方公共団体の財政の健全化に資することが目的とされております。

本町の令和2年度財政健全化判断比率につきまして、普通会計の実質赤字比率及び全会計を対象とした連結実質赤字比率は、先ほど決算の認定でご説明申し上げましたとおり、一般会計を含む全会計が黒字決算となっております。

次に、一般会計等の元利償還金等の標準財政規模に対する割合を示す実質公債費比率につきましては10.9%、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示す将来負担比率につきましては84.2%と何れも早期健全化基準の割合を下回っております。

なお、実質公債費比率につきましては、平成18年度から7カ年計画の「公債費負担適正化計画」に基づき、平成24年度に13%台の比率になるよう計画の推進に努め、平成23年度においてその目標を達成し、以降、順調に改善してきたところであり、前年同率で推移しております。

今後この比率の維持と更なる改善に取り組む所存であります。

また、お示した比率は何れも早期健全化基準の範囲内ではあるものの、本町は地方交付税が依存財源の主軸となっていることから、今後も財政の健全化に向けた政策を基本とし、財政運営を進めてまいります。

ここに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見書を付して報告する次第であります。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

◎日程第 2 3 報告第 9 号 令和 2 年度浜中町公営企業資金不足比率の報告について

○議長（波岡玄智君） 日程第 2 3 報告第 9 号を議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第 9 号「令和 2 年度浜中町公営企業資金不足比率の報告について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案の資金不足比率につきましては、資金不足額が事業の規模に対する割合を示すもので、令和 2 年度決算における地方公営企業法の適用企業である水道事業会計及び同法非適用企業である下水道事業特別会計のいずれも資金不足の状態にはなく、資金不足比率は生じておりません。

なお、資金不足比率の経営健全化基準は 20%であります。

ここに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、監査委員の意見書を付して報告する次第であります。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

◎日程第 2 4 報告第 10 号 一般社団法人浜中町風力発電所経営状況説明書の提出について

○議長（波岡玄智君） 日程第24 報告第10号を議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第10号「一般社団法人浜中町風力発電所経営状況説明書の提出について」提案の理由をご説明申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項では、普通地方公共団体が出資している法人の経営状況について、議会に報告することになっておりますので、第18期（令和2年7月1日から令和3年6月30日）の決算状況及び第19期（令和3年7月1日から令和4年6月30日）の事業計画について、ここに提出した次第であります。

第18期の事業内容につきましては、発電量174万3074キロワットで税抜きの売電額は3265万8869円の売電となっております。

今期は、11月に入り経年劣化によるPLC部品の故障により16日間運行停止、スリップリングの故障により3月25日以降運行停止したため、計画発電量を達成できませんでした。

第19期の事業計画では、過去の平均発電量を参考にし、総発電量270万キロワットで売電額5057万1000円を見込んでいます。なお、詳細については企画財政課長より説明をさせます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） （報告第10号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

ありませんか。

これで報告を終わります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎日程第25 議員の派遣について

○議長（波岡玄智君） 日程第25号 議員の派遣についてを議題とします。

社会文教常任委員会の行政視察に、議員を派遣することにしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第127条の規定によって、議員を派遣することに決定しました。

◎日程第26 閉会中の継続調査の申し出について

○議長(波岡玄智君) 日程第26 委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の、継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣言

○議長(波岡玄智君) お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定しました。

これをもって令和3年第3回浜中町議会定例会を閉会します。

御苦勞様でした。

(閉会 午後3時04分)